

## 虐待防止のための指針

### 1 基本的考え方

認定 NPO 法人生き生きネットワークがすべての事業では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、すべての利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、本指針の遵守に努めます。また、全ての職員に周知徹底させるため、職員への研修を実施します。

### 2 法に定める虐待とは

※法とは高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法をいう

#### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

#### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的苦痛を与えること。

#### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 3 虐待・拘束防止委員会の設置

- (1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待・拘束防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 委員会の委員長は代表理事が務める。
- (3) 委員会の委員は、管理者、顧問医、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、事務局長、及び各部門担当者等より委員長が選出する。
- (4) 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
  - ① 虐待防止のための指針及びチェックリストの整備
  - ② 虐待防止のための職員研修実施及び研修内容について
  - ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備
  - ④ 虐待等が発生した場合、原因究明と再発防止策の検討及び周知・徹底に関すること
  - ⑤ 再発の防止策を行った結果の検証

### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する研修は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。また、必要に応じて外部研修にも参加させる。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 事業所内や利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに部門長及び管理者に報告し、対応も含め記録しておく。
- (2) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに「虐待・拘束防止委員会」を開催し、事実関係を確認するとともに、関係機関と連携して対応策を検討する。
- (3) 委員会において虐待と判断された場合は、速やかに所轄行政機関に通報する。又必要に応じ関係機関や地域住民等に説明を行う。

#### 6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援をする。

#### 7. 苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情・相談については、苦情を受けた担当者は、受け付けた内容を部門長及び管理者に報告する。
- (2) 相談受付後、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処し、速やかに「虐待・拘束防止委員会」を開催し報告する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

#### 8. 利用者等に対する指針の閲覧

利用者及びその家族をはじめ、誰もが、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付ける。また、ホームページにも公開する。

(附則)

この指針は、2022年4月1日より施行する。